

第2期 鷹栖町地域福祉計画

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

地域福祉計画とは…

地域福祉計画は、福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるものです。

鷹栖町では、「①人と人、人と社会（福祉サービス等）がつながるための取り組み」、「②一人ひとりが生きがいや役割をもつための取り組み」、「③住民同士が助け合えるコミュニティや地域をつくるための取り組み」の3つの視点を大切に、「**地域共生社会の実現**」を目指していきます。

地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。



計画の基本理念

誰もがつながり、安心、健康で 「幸せ」に暮らせる『あったかす』なまち

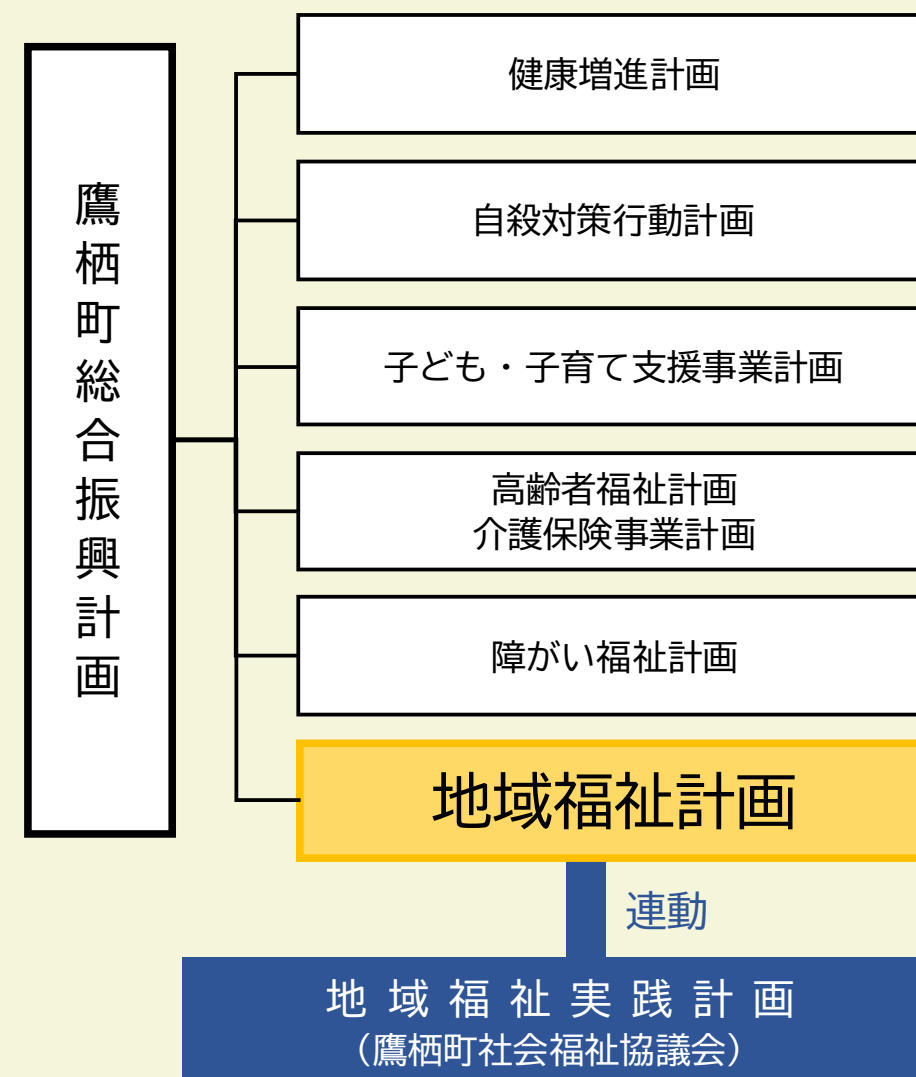


お互い様や支え合いといった「つながり」を基本に、「安心」や「健康」といった要素も大切とし、それぞれの人が感じる『幸せ』につなげたいという思いが込められています。

計画の位置づけ

地域福祉計画は、まちづくりの基本方針である「鷹栖町総合振興計画」を上位計画とし、保健福祉に関する各分野の計画の一つとして、地域福祉における課題に対する方向性や施策を示していきます。

また、鷹栖町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」も連動した計画を策定することにより、地域福祉に関する様々な取り組みの方向性を共有します。



【第8次鷹栖町総合振興計画キャッチフレーズ】

笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす

2025年（令和7年）4月
鷹栖町健康福祉課地域福祉係
〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
TEL：0166-87-2111 FAX：0166-87-2226

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げています



基本目標1 誰もがつながり支え合いのできるまち

すべての人が何かしらの場面で人とつながり、支え合いが行われることにより、「幸せ」が感じられるまちを目指します。

【取り組むべき施策】

1 課題を早期発見できる体制づくり

【取り組み方針】

- 専門職によるアウトリーチと見守り活動の実施
- 普段のコミュニケーションの中から「気づく視点」の習得

【取り組むべき施策】

2 地域共生社会の実現を目指した取り組みの推進

【取り組み方針】

- 生きづらさを感じている人たちに対する住民理解の推進
- 多様な人が社会参加できる地域づくり

【取り組むべき施策】

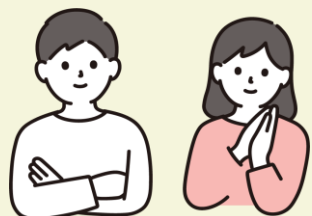
3 支え合いシステムの持続と醸成

【取り組み方針】

- 持続できる地域活動の推進
- 地域住民主体による助け合い活動の推進
- 地域の福祉を担う人材の育成・確保

3つの基本目標はそれぞれが相互に関係しています。
一つだけでも「幸せ」に感じることもできますが、

3つの要素が相互に関係し合っている生活環境であれば、より「幸せ」に感じることも多いと考えています。



基本目標2 誰もが安心して暮らすことのできるまち

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、支援を必要とする方も含め、すべての人が安心して生活できるまちを目指します。

【取り組むべき施策】

1 あらゆる困りごとに対応できる相談体制の構築

【取り組み方針】

- 地域全体での相談体制の強化
- 相談対応スキルの向上
- ワンストップ相談窓口の周知PR

【取り組むべき施策】

2 災害時における避難体制づくり

【取り組み方針】

- 要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿の整理と有効活用
- 福祉避難所における受け入れ体制の整備
- 災害発生時における迅速な安否確認体制の構築

基本目標3 誰もが心豊かに暮らすことのできるまち

すべての人が自らの知識や技能、得意なコトを活かして、「生きがい」や「やりがい」を感じながら、地域で心豊かに活躍できる「幸せ」なまちを目指します。

【取り組むべき施策】

1 就労や地域活動への参加による生きがいづくり

【取り組み方針】

- 誰もが自分の強みを生かして活躍できる地域の実現
- 地域の人々が活躍するための活動に対する支援の実施